

# 東京工業高等専門学校後援会 細則

(2026年4月25日改定)

## 細則目次

1. 理事並びに運営委員、運営役員の選出及び選任、解任に関する細則 .....	- 2 -
2. 会長専決に関する細則 .....	- 4 -
3. 後援会会員の経費請求と会計処理に関する細則 .....	- 6 -
4. 教職員及び学生の経費請求と会計処理に関する細則 .....	- 8 -
5. 会議運営に関する細則 .....	- 9 -
6. 部会運営に関する細則 .....	- 12 -
7. 監理に関する細則 .....	- 14 -
8. 会費等の管理に関する細則 .....	- 16 -
9. 一般会計予算の編成と執行に関する細則 .....	- 18 -
10. 特別会計予算の編成と執行に関する細則 .....	- 21 -
11. 会則の管理に関する細則 .....	- 24 -
12. 見舞金の支給に関する細則 .....	- 26 -
13. 弔事に関する細則 .....	- 28 -
14. 文書と備品の管理に関する細則 .....	- 29 -
15. 個人情報の取り扱いに関する細則 .....	- 30 -

## 1. 理事並びに運営委員、運営役員の選出及び選任、解任に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、後援会役員を適正に選出し、選任すること、及びやむなき場合、役員の解任を適正に実施することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、後援会会則で規定された理事並びに運営委員、運営役員の選出及び選任、解任に適用する。

### 第3条（理事の選出及び選任）

選出方法は互選・投票・立候補等、いかなる方法によるものでもよく、それは各クラスの判断に一任する。原則として理事の選出は、第1回理事会前日までに行う。

2 前項の規定により選出された理事は、速やかに所定の事項を記載した文書等を会長又は後援会事務局に提出する。この文書等提出をもって、選任とする。

### 第4条（監理候補の選出）

会長は、選任された理事の中から互選、又は理事会で承認された者を監理に選出する。ただし、監理はその独立性を維持するために、運営委員を兼ねることはできない。

### 第5条（運営委員候補の選出）

運営委員候補の選出は、立候補を原則とする。

2 立候補者が会則第7条第3項で定めた運営役員の定数の合計に達しない場合は、現行運営委員の推薦により定数を確保する。

### 第6条（運営役員候補の選出）

運営役員候補は、次年度運営委員候補の中から現行運営委員が選出する。

### 第7条（運営委員・運営役員及び監理の承認）

選出された運営委員・運営役員候補・監理候補は、理事会の承認を経て通常総会資料等において速やかに全ての会員に公示する。

2 運営役員及び監理は、通常総会において承認を受ける。

3 運営委員は、通常総会において紹介される。

### 第8条（欠員の補充）

会長を除く運営役員の欠員の補充は、現行運営委員の中から現行運営委員の推薦により

選出する。

- 2 運営委員の欠員の補充は、現行理事の中から現行運営委員の推薦により選出する。
- 3 事業年度中に各クラスの理事に欠員が生じた場合、各クラスの会員の中から理事を選出し、選任する。
- 4 監理の欠員の補充は、現行理事の中から現行運営役員の推薦により選出する。
- 5 選任については、会長専決に関する細則第3条の通りとする。

#### 第9条（解任）

会則第12条の規定に基づき、役員を解任する場合は、以下の手続きによって行う。

- イ) 会員から解任に係わる申し出があった場合、その会員の属する組織から選任された理事は、「解任に関する動議書」（後援会様式；役員-2）を運営委員会宛提出する。
- ロ) 運営委員会は、動議書の受理後30日以内に同書に記載された役員に対し、弁明の機会を与える場合は、該当役員を招集し、弁明の機会を与える。
- ハ) 運営委員会は弁明の内容に正当性が無いと判断した場合、動議書受理後60日以内に理事会を招集し、罷免決議を行う。罷免に必要な理事数は四分の三以上とする。

解任が成立した時点で、当該役員はその資格を失う。

#### （付則）

本細則は2025年4月26日に改定し、同日施行する。

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2023年4月22日に改定し、同日施行する。

本細則は2022年4月23日に改定し、同日施行する。改定後の第3条第2項の規定は2022年4月1日から適用する。

本細則は2020年5月1日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成27年4月25日に改定し、平成27年4月25日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年9月5日に改定し、平成21年9月5日から施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

## 2. 会長専決に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、本会が実行する各種決議事項に係る決議のうち、総会若しくは理事会の承認を受けずとも議決できる決議事項を定義し、会長が専決することで本会の活動を迅速かつ効率的に進めることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、会則で定める事項のうち、総会又は理事会における決議事項を除く本会の決議事項に適用する。

### 第3条（会長の専決）

会長が有する専決事項は以下の議決事項とする。

#### (1) 事業計画に関する事項

イ) 事業計画にない1件 100,000円未満の予算執行。ただし、年間300,000円を超えないものとする。予算措置は、特別会計の「調整費」から充当するものとし、その残額を超えないものとする。

ロ) 事業計画にない部会の設立及び廃止の承認

#### (2) 欠員に関する事項

イ) 欠員が生じた場合の運営委員の補充承認

ロ) 欠員が生じた場合の運営役員の補充承認

ハ) 欠員が生じた場合の監理の補充承認

#### (3) 見舞金支給に関する事項

イ) 同一学生に対して年1回を超える見舞金支給の承認

#### (4) 部会長の任命

#### (5) 検討事項推進のためのワーキンググループの設立

### 第4条（報告）

第3条の執行後、会長はその結果を直近の理事会、ならびに総会で報告しなければならない。

#### （付則）

本細則は2024年11月2日に改定し、同日施行する。改定後の第3条の規定は2024年4月1日から適用する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は2024年11月2日に改定し、同日施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

### 3. 後援会会員の経費請求と会計処理に関する細則

#### 第1条（目的）

本細則は、本会の事業計画に基づく後援会会員の活動に係る経費の適正な会計処理を確保することを目的とする。

#### 第2条（適用範囲）

本細則は、本会の事業計画に基づく活動に係る経費の請求に適用する。

#### 第3条（請求の対象）

請求できる経費は次の通りとする

イ) 本会の事業実施のため要した経費。ただし、交通費は除く。

ロ) 見舞金、弔慰金

ただし、見舞金、弔慰金に関しては関連する細則に従う。

以下の場合には都度、運営委員会にて検討し決定する。

他高専との交流会への出席に関わる費用。交通費を含む。

その他、後援会活動に必要と思われるもの

#### 第4条（請求の方法）

経費の請求を行う会員は、別に定める「申請書/ 仮払い」（後援会様式；予算執行-1）又は「申請書/ 精算」（後援会様式；予算執行-2）に必要事項を記入し、請求金額の妥当性を示す証明資料（仮払いの場合は費用の見積書、精算の場合は領収書、会議録等）を添付して会計担当に提出する。尚、仮払いは、立替金額が10,000円以上の場合に出来る。

2 電子メールで仮払いを請求する場合は、「申請書/ 仮払い」（後援会様式；予算執行-1）に必要事項を入力し、見積書及び、用途についての証明資料を添付して会計担当に送信する。

3 電子メールで精算を請求する場合は、「申請書/ 精算」（後援会様式；予算執行-2）に必要事項を入力し、領収書や会議録等の証明資料を添付して会計担当に送信する。

4 請求は領収書の発行日から起算して90日以内に行う。但し、年度内に請求する。

5 金額の訂正は無効とし、領収書の宛名は、「東京工業高等専門学校後援会」または「東京高専後援会」とする。

6 請求する際には、領収書の枚数にかかわらず集計用の一覧表を作成し、請求者の記名をする。一覧表と領収書が分離しても判別が付くようにする。

#### 第5条（請求の上限）

本会の総会で決定した事業計画に基づく予算内又は細則「会長専決に関する細則」の規定内であること。

#### 第6条（支給）

後援会事務局は会員から受領した「申請書/ 仮払い」（後援会様式；予算執行-1）及び「申請書/ 精算」（後援会様式；予算執行-2）に記載された事項及び証明資料を確認し、確認番号を付け、会長の承認を得て申請者に支給する手続きを行う。また、電子メールでの仮払い請求、精算の請求の場合も、会長の承認を得た後、申請者に支給する手続きを行う。尚、確認番号は年度－追い番とする。（例；平成 21 年度の 1 番目の場合は 21－001）後援会事務局は明細簿を作成し管理する。

2 支給の方法は原則として申請者への手渡しとする。ただし、手渡しが困難な場合は金融機関への振り込みも認め、その場合の手数料は後援会負担とする。

3 申請者への手渡し、または金融機関への振り込みは後援会事務局が行う。

4 電子メールでの申請者は、後日、申請書や見積書や領収書や会議議事録等の原紙を後援会会長に提出する。

#### 第7条（過払い）

仮払金より過払いが発生した場合「申請書/ 精算」（後援会様式；予算執行-2）に必要事項を記入（例・△¥2,000）し精算金を返納する。

##### （付則）

本細則は 2023 年 10 月 28 日に改定し、同日施行する。

本細則は 2019 年 4 月 20 日に改定し、同日施行する。

本細則は平成 30 年 4 月 21 日に改定し、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

本細則は平成 25 年 3 月 9 日に改定し、平成 25 年 3 月 9 日から施行する。

本細則は平成 24 年 5 月 25 日に改定し、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

本細則は平成 21 年 9 月 5 日に改定し、平成 21 年 9 月 5 日から施行する。

本細則は平成 21 年 5 月 23 日に制定し、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

## 4. 教職員及び学生の経費請求と会計処理に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、本会の事業計画に基づく教職員及び学生の活動に係る経費の適正な会計処理を確保することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、本会の事業計画に基づく活動に係る経費の請求に適用する。

### 第3条（請求の対象）

請求できる経費は次の通りとする

- イ) 本会の事業目的に即した経費
- ロ) 見舞金、弔慰金

ただし、見舞金、弔慰金に関しては関連する細則に従う。

### 第4条（請求の方法）

請求の方法は、後援会と事務委託先である学生課が合意した手続きに従うものとする。

### 第5条（請求の上限）

請求の上限は、本会の総会で決定した事業計画に基づく予算内であること。

- イ) 学生の交通費、宿泊費および大会参加費としての請求は、後援会が別途定めた「高専大会等への派遣経費の後援会補助分」の最新の改定に従うものとする。

### 第6条（支給）

支給の方法は、後援会と事務委託先である学生課が合意した手続きに従うものとする。

### 第7条（過払い）

過払いの場合は、後援会と事務委託先である学生課が合意した手続きに従うものとする。

### （付則）

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成25年3月9日に制定し、平成25年3月9日から施行する。

## 5. 会議運営に関する細則

### 第1条(目的)

本細則は、本会が開催する総会、理事会、運営委員会を確実に開催するとともに、会則で規定された議事を適切に審議することを目的とする。

### 第2条(適用範囲)

本細則は、本会が開催する総会、理事会、運営委員会に適用する。

### 第3条(総会の開催通知)

総会の開催は総会開催日の2週間以前に全会員に通知しなければならない。

- 2 総会資料と委任方法を総会開催日の2週間以前に全会員に開示しなければならない。
- 3 総会資料と委任方法は、運営委員会が開示する。
- 4 会則第14条第4項に規定する臨時総会についてはこの限りではない。

### 第4条(総会の議事進行)

総会の進行は議長が行う。

- 2 議長が選出されるまでは、本会の運営役員が進行を行う。
- 3 議長は、出席した会員の承認を得た正会員が務める。

### 第5条(総会議事録)

総会議事録を作成し、議事録は運営委員の承認を得た後に本会 Web サイトで公開しなくてはならない。

- 2 議事録は、文書と備品の管理に関する細則に従い、保管する。

### 第6条(理事会)

本会の理事会は、本科及び専攻科から選任されたすべての理事で構成される。

- 2 理事会は通常総会開催日の3週間以前、及び事業期間中に開催しなければならない。
- 3 理事会は理事定数の過半数の出席をもって開会し成立する。ただし、理事会に出席することができない理事は、議決権を委任することにより理事会に出席したものとみなす。ただし理事以外には委任できない。
- 4 理事会の進行は議長が行う。
- 5 議長が選出されるまでは、本会の運営役員が進行を行う。
- 6 理事会の議長は、会長が指名し、かつ出席した理事の承認を得た理事が務める。
- 7 理事会の議事は、出席者の過半数の賛成により可決される。
- 8 やむを得ない事情がある場合には会長の判断により、書面又は電磁的方法による審議

で理事会に代えることができる。第1項から第3項まで及び第7項の規定は、本項に準用する。

#### 第7条（理事会の議事）

理事会の議事は次のとおりとする。議事は議事録を作成し、運営委員会の承認を経て、文書と備品の管理に関する細則に従い保管する。

- イ) 本会の議案に関する事項
- ロ) 本会の運営上必要な細則制定に関する事項
- ハ) 期中の理事会では中間決算報告を含めた事項
- ニ) その他、会務運営上必要な事項

2 上記の議事のうち、以下に挙げるものについては決議を要するものとする。

- イ) 本会の運営上必要な細則制定に関する事項
- ロ) 期中の理事会では中間決算報告を含めた事項
- ハ) その他、会務運営上必要な事項

#### 第8条（運営委員会）

本会の運営委員会は、理事から選任された運営委員で構成される。

2 運営委員会は定期的に関く。その期日は運営役員の協議により年度初めに決定することが望ましい。

3 運営委員会は会長が招集する。運営委員は会長に臨時運営委員会の招集請することができる。

4 運営委員会は、運営委員の過半数をもって開会し、成立する。ただし、運営委員会に出席することができない運営委員は、議決権を委任することにより運営委員会に出席したものとみなす。ただし運営委員以外には委任できない。

5 運営委員会の進行は副会長が務める。

6 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により議決される。

7 やむを得ない事情がある場合には会長の判断で、書面又は電磁的方法による審議で運営委員会に代えることができる。第1項、第3項、第4項及び第6項の規定は、本項に準用する。

#### 第9条（運営委員会の議事）

イ) 運営委員会の議事は次のとおりとする。議事は議事録を作成し、文書と備品の管理に関する細則に従い保管する。

- ロ) 理事会への提案事項
- ハ) 部会活動に関連する事項

- ニ) 広報活動に関連する事項
- ホ) 予算執行に関する事項
- ヘ) その他、会務運営上必要な事項

(付則)

本細則は 2025 年 4 月 26 日に改定し、同日施行する。

本細則は 2024 年 11 月 2 日に改定し、同日施行する。

本細則は 2022 年 4 月 23 日に改定し、同日施行する。

本細則は 2019 年 4 月 20 日に改定し、同日施行する。

本細則は平成 30 年 4 月 21 日に改定し、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

本細則は平成 24 年 5 月 25 日に改定し、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

本細則は平成 21 年 5 月 23 日に制定し、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

## 6. 部会運営に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、本会の部会の役割と運営を円滑にすることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、後援会会則で規定するすべての部会に適用する。

### 第3条（部会の構成）

本会では各事業年度の後援会活動を効果的かつ円滑に行うため、部会を設置し、運営する。

各事業年度において最低限必要な部会は次のとおりとする。

#### (1) 卒業記念行事部会

卒業生を対象とした記念行事を計画し、実施する。

#### (2) 学校行事支援部会

学校行事に対する支援を計画し、実施する。

2 後援会の活動を効果的かつ円滑に行うために有効な部会であって、本条第1項1号及び2号に掲げた部会だけでは本会の目的の達成が困難な場合は、新たな部会を設置することができる。

3 本条第2項に基づき部会を設置する場合、運営委員会はその活動目的及び内容を確定し、会長の承認を得た後、会員に公開する。

### 第4条（部会の活動）

各部会は新年度初め、若しくは会長より設立を承認された後、各部会を主催・運営する運営委員は参加登録した理事及び一般会員とともに活動を行う。

2 本条第1項で定める理事の参加登録は、原則新年度最初の理事会において行う。ただし事業年度中に会長が設立を認めた部会については、参加登録はその都度行う。

3 各部会は、当該事業年度末で一旦解散する。

### 第5条（部会の廃止）

部会の廃止は運営委員会で起案し、会長が承認する。

## 第6条（部会）

部会は次の要領で開催する。

- (1) 部会長を置く。部会長は運営委員の中から会長が任命する。部会長は必要に応じて、副部会長を任命することができる。
- (2) 予算計上した部会は会計責任者を置く。
- (3) 部会は部会長または副部会長が招集する。
- (4) 部会進行は部会長または副部会長が務める。
- (5) 部会は活動案と予算案を立て、運営委員会の承認を得る。活動内容は、運営委員会と理事会と総会にて報告する。
- (6) 部会は記録を残す。記録は運営委員会に提出する。

### （付則）

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

## 7. 監理に関する細則

### 第1条（目的）

監理は、次のことを目的とする。

- (1) 本会が適切に運営されていることを調査し、確認する。

### 第2条（適用範囲）

本細則は次の監理に適用する。

- イ) 会計監査
- ロ) 事業執行監査

### 第3条（役務）

本会の監理は、次の事項を行う。

- (1) 会計監査は、年度予算を含め、財産の状況を監査する。（後援会様式；監査-1、監査-2）
- (2) 事業執行監査は、事業の執行状況を監査する。（後援会様式；監査-3、監査-4）
- (3) 監査の結果は、理事会へ報告し、承認を得た後、期末監査は総会へ報告し、承認を得る。
- (4) 監査意見（勧告意見）がある場合は、理事会及び通常総会において報告する。

### 第4条（監査の時期）

監理は、中間監査を原則として10月に、期末監査を4月に行う。

### 第5条（会計監査の進め方）

監理は、会計監査を次の手順で行う。

- イ) 支払い請求書の有無
- ロ) 会長による、支払い承認の有無
- ハ) 領収証などの証明書の有無
- ニ) 帳簿への記載の有無

## 2 監理は、会計監査を進めるにあたり次の事項に注意する。

- イ) 支出内容が費目の用途としての正当性
- ロ) 計算の正当性
- ハ) 収支について、各項目と確証書類との符合
- ニ) 現金、預金通帳の残高・保管の正当性
- ホ) 必要書類の整備

- へ) 最終的な収支額の合致
- ト) その他必要と思われる事項

#### 第6条（会計監査に必要な書類）

会計監査には、次の書類をそろえる。

- イ) 会計帳簿（収入状況と支出状況が分かるもの）
- ロ) 預貯金・現金（金融機関の預金通帳、手持ちの現金）
- ハ) 収入・支出の証拠書類（会費納入通帳、請求書、領収証）
- ニ) 決算書（項目ごとに予算額、決算額が対比されたもの）
- ホ) その他必要と思われる書類

#### 第7条（事業執行監査の進め方）

事業執行監査は、次のとおりに執行する。

本会の事業活動が会則3条及び4条に準拠しているかを確認する。

#### 第8条（事業執行監査に必要な書類）

事業執行監査には、次の書類をそろえる。

- イ) 活動関連書類（活動報告書、議事録等）
- ロ) その他監理が必要とする書類

#### 第9条（監査意見の反映）

監査意見は、次年度の活動の改善点として位置付け、活用する。勧告意見は、次年度の運営委員会で検討し、是正対策を立案し、適用する。

（付則）

本細則は2026年4月25日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

## 8. 会費等の管理に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、会費を円滑に確保することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、後援会の正会員及び賛助会員が納付する会費に適用する。

### 第3条（納入方法）

会費の納入方法は、原則として、会員の負担を軽減するため、諸費用と一括して納付できるよう学校に委任する。

- 2 賛助会員は、後援会指定の口座に納付する。
- 3 寄付をする者は、寄付金を後援会指定の口座に納付する。

### 第4条（延滞金の徴収）

延滞金が発生した場合、会長はその徴収方法を決定し、遅滞なく当該延滞者から所定の金額を徴収するものとする。

### 第5条（入会金及び会費の免除）

本科若しくは専攻科新生又は編入生の保護者からの入会金の徴収について、以下に示す。

	保護者が後援会に入っていない	保護者が後援会に入っている（兄弟が本科もしくは専攻科に在籍している）	本科からの専攻科への入学で、学生が本科の時に保護者が後援会に入っていた
本科新生	徴収する	徴収しない	-
専攻科新生	徴収する	徴収しない	徴収しない
編入学生	徴収する	徴収しない	-

2 複数の学生が同時に入学又は編入学する場合には、当該学生の保護者から1名分の入会金を徴収する。

3 会費納入までに対象学生の休学が決定した場合には、後援会会員の資格を失い、会費を免除する。休学した生徒が年度途中で復学し、後援会へ復帰した場合は、その該年度の会費は免除する。

(付則)

本細則は 2023 年 4 月 22 日に改定し、同日施行する。改定後の第 5 条第 1 項および 2 項の規定は 2023 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は 2022 年 4 月 23 日に改定し、同日施行する。改定後の第 5 条第 1 項の規定は 2022 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は 2020 年 5 月 1 日に改定し、同日施行する。

本細則は 2019 年 4 月 20 日に改定し、同日施行する。

本細則は平成 30 年 4 月 21 日に改定し、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

本細則は平成 21 年 5 月 23 日に制定し、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

## 9. 一般会計予算の編成と執行に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、一般会計予算執行の手続き及び取り扱い基準を明らかにし、予算の適正かつ効率的な執行に資することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、一般会計予算案の作成、承認及び一般会計予算執行に適用する。

### 第3条（予算項目）

本会の一般会計予算項目は次のとおりとする。

- イ) 学生指導費補助費
- ロ) 課外活動・校外活動補助費
- ハ) 学校運営費補助費
- ニ) 後援会運営費
- ホ) 予備費

### 第4条（会計統括責任者）

本会の一般会計の統括責任者は会長とする。

### 第5条（予算管理責任者）

会計統括責任者の下に、一般会計予算の目的別に予算管理責任者をおく。予算管理責任者は、予算の編成ならびに予算の執行および管理について会計統括責任者を補佐する。予算のうち、学校に執行管理を委任している分については、予算管理責任者を学生課長に委任する。それ以外の予算については、予算管理責任者は会計、または会長から任命された運営委員とする。

### 第6条（予算執行実務者）

本細則第3条の予算執行の実務は学生課に委任する。

### 第7条（予算の立案基準）

予算は、会則に基づき、明確な事業計画のもとに立案する。

### 第8条（予算の要求）

予算の要求は以下の方法で行う。

- (1) 予算の要求は、予算要求書（後援会様式；予算要求-1）等によって行う。

(2) 予算要求書等は、会計に提出する。

#### 第9条（予算の調整）

会計は、以下の手順で要求書等により要求された予算の調整をする。

- (1) 予算要求書等をまとめ、運営委員会で審議する資料を作成する。
- (2) 作成した資料を運営委員会に提出し、同会で予算案について審議する。
- (3) 審議の結果をもとに予算案を起案する。

#### 第10条（日程）

会計は理事会までに予算案を作成する。

#### 第11条（予算の決定）

予算案は、理事会および総会にて説明し、承認を得て、予算として決定される。

#### 第12条（予算の遵守）

予算管理責任者は、予算を超える執行を承認してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 全国大会出場時の交通費補助や弔慰金など予算策定時には概算でしか設定できず、執行可能時期の差により不公平が生じる費目における超過
- (2) 各予算項目で10万円以下の超過は、会長が運営役員の意見を尊重した上で決裁し、その結果を運営委員会で報告する。
- (3) 各予算項目で10万円を超える超過は、運営委員会で審議する。その結果を直近の理事会で報告する。

2 前項各号の超過総額は特別会計の調整費を上限とする。これを超える場合は、対処方法について運営委員会で審議し、理事会で決議する。

3 予算管理責任者は、定められた目的以外に予算を使用してはならない。

4 予算管理責任者は、会計年度を越えての予算の執行を承認してはならない。

#### 第13条（予算の組み替え）

予算管理責任者は、原則として項目毎の予算の組み替えをしてはならない。ただし、やむを得ない理由により項目毎の予算を組み替える必要が生じた場合は、運営委員会で審議し承認を得る。

#### 第14条（予算の統制）

予算執行実務者は、中間監査並びに決算案作成までに予算執行結果を会計に報告しなければならない。

2 予算執行実務者は、予算執行中、重大な差異を発見あるいは予見した場合、直ちに会計に報告しなければならない。

(付則)

本細則は2024年11月2日に改定し、同日施行する。改定後の第3条の規定は2024年4月1日から適用する。

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成26年10月25日に制定し、平成26年10月25日から施行する。

## 10. 特別会計予算の編成と執行に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、特別会計予算執行の手続き及び取り扱い基準を明らかにし、予算の適正かつ効率的な執行に資することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、特別会計予算案の作成、承認及び特別会計予算執行に適用する。

### 第3条（予算項目）

本会の特別会計予算項目および事項は次のとおりとする。

- イ) 調整費
- ロ) 積立

### 第4条（会計統括責任者）

本会の特別会計の統括責任者は会長とする。

### 第5条（予算管理責任者）

会計統括責任者の下に、特別会計予算の目的別に予算管理責任者をおく。予算管理責任者は、特別会計予算の編成ならびに予算の執行および管理について会計統括責任者を補佐する。予算管理責任者は会計、または会長から任命された運営委員とする。

### 第6条（予算執行実務者）

予算執行の実務は学生課に委任する。

### 第7条（予算の立案基準）

予算は、調整費および積立の用途を示した事業計画のもとに立案する。

2 予算案には詳細未定の項目を含められる。これらは必要時に運営委員会で審議し承認を得ることにより執行可能とする。

### 第8条（予算の要求）

予算の要求は以下の方法で行う。

- (1) 予算の要求は、予算要求書（後援会様式；予算要求-1）等によって行う。
- (2) 予算要求書等は、会計に提出する。

## 第9条（予算の調整）

会計は、以下の手順で要求書等により要求された予算の調整をする。

- (1) 運営委員会で審議する資料を作成する。
- (2) 作成した資料をもとに、運営委員会にて審議する。
- (3) 審議の結果をもとに予算案を起案する。

## 第10条（日程）

会計は理事会までに予算案を作成する。

## 第11条（予算の決定）

予算案は、理事会および総会にて説明し、承認を得て、予算として決定される。

## 第12条（予算の遵守）

予算管理責任者は、特別会計予算書に記載された当該年度の支出予定額を超える執行を承認してはならない。ただし、やむを得ない理由により超過せざるを得ない場合は、本細則第13条に規定する方法で超過することができるものとする。

2 予算立案時に用途が明確でない事項の執行については、本細則第13条に規定する方法で執行出来るものとする。

3 予算管理責任者は、定められた目的以外に予算を使用してはならない。

## 第13条（予算の組み替え）

予算管理責任者は、原則として各項目の予算を組み替えてはならない。ただし、やむを得ない理由により予算を組み替える必要が生じた場合は、運営委員会で審議し承認を得る。

## 第14条（予算の統制）

予算執行実務者は、中間監査並びに決算案作成までに予算執行結果を会計に報告しなければならない。

2 予算執行実務者は、予算執行中、重大な差異を発見あるいは予見した場合、直ちに会計に報告しなければならない。

### （付則）

本細則は2024年11月2日に改定し、同日施行する。改定後の第7条の規定は2024年4月1日から適用する。

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成 26 年 10 月 25 日に改定し、平成 26 年 10 月 25 日から施行する。

## 11. 会則の管理に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、東京高専後援会会則（以下「会則」という）及び東京高専後援会細則（以下「細則」という）の改廃に係る手続きについて規定する。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、本会で制定・改定し、施行・適用する会則及び細則の管理に適用する。

### 第3条（作成及び制定）

本会の活動に適用される会則及び細則は、次の手順で作成し、制定する。

- (1) 会則は、運営委員会で作成し、理事会の合議を経て、総会で承認される。
- (2) 細則は、運営委員会で作成し、理事会の合議を経て、会長が承認する。

### 第4条（改定）

本会の会則及び細則は、以下の手順で改定し、承認する。

- (1) 会則は、運営委員会が改定し、理事会の合議を経て、総会で承認される。
- (2) 細則は、運営委員会が改定し、理事会の合議を経て、会長が承認する。

上記の何れの場合も、各文末に改廃年月日を明記する。また改廃理由の記録を残す。

### 第5条（原本管理）

会則及び細則の原本は、運営委員会が保管・管理する。

### 第6条（旧版の管理）

会則及び細則の旧版は、運営委員会が保管・管理する。保管・管理の手段は紙媒体や電子的記録など如何なる手段でもよい。ただし、必要となった場合に直ちに閲覧できる状態にしておかなければならない。

### 第7条（開示）

本会の会則及び細則の制定及び改定があった場合、改定された文書はWebサイトに遅滞なく掲載する。また、その際、新着情報として同ページでの公示等により会員に周知する。

### 第8条（文書の効力）

本会の会則及び細則には、それぞれの施行または適用開始日を明記する。

（付則）

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

## 12. 見舞金の支給に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、本校の学生に事故、疾病等により一定の治療若しくは療養が必要となった場合、本会が見舞金の支給により当該学生を支援することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、留学生を含む本校の学生に適用する。大規模な天災等が発生し、見舞金の支給が膨大となる場合は、支給対象外とする。

### 第3条（支給の対象となる事象）

見舞金の支給となる事象は次のとおりとする。

- イ) 5日以上入院治療を伴う学内、寮内及び学外における事故
- ロ) 5日以上入院治療を伴う疾病

### 第4条（支給金額）

1件につき5,000円とする。

### 第5条（支給の回数）

学生が見舞金の支給を受けることができる回数は、原則として同一学生に対して年1回に限る。ただし、特別な事由による支給申請の場合、会長専決に関する細則第3条(3)より、同一学生に対して年2回を限度として支給することができる。

2 特別な事由による支給を含め、同一学生が受けることのできる限度回数は、本科在学期間で5回、専攻科在学期間で2回とする。

### 第6条（申請）

見舞金の支給を受けようとする学生は、別に定める「見舞金申請書」（後援会様式；見舞金-1）に必要事項を記入し、本校学生課を通じて会長宛に申請する。

2 見舞金を請求できる期間は、治療施設退院後3ヶ月以内とする。

### （付則）

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成25年3月9日に改定し、平成25年3月9日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年9月5日に改定し、平成21年9月5日から施行する。

本細則は平成 21 年 5 月 23 日に制定し、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

## 13. 弔事に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、本会関係者の弔事に関する対応を規定することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、本会の会員、学生及び教職員を対象とする。

### 第3条（支給の対象となる事象と支給内容）

支給となる事象と支給内容は次のとおりとする。

イ）会員の死亡：香典 10,000 円、必要に応じ、弔電（レタックス含む）

ロ）学生の死亡：香典 10,000 円、必要に応じ、弔電（レタックス含む）

ハ）教職員の死亡：香典 10,000 円、必要に応じ、弔電（レタックス含む）

また上記以外に会長が必要と判断した場合には供物をすることができる。

### 第4条（弔問）

必要に応じ会長が弔問するが、代理（会員または学校関係者）による弔問も可とする。

### 第5条（費用）

会長（または会長代理）の弔問には、交通費及び宿泊費の実費を支給する。また、遠隔地へ学生の代表（1名）が弔問する場合には、他の活動（体育大会及び学会等）における交通費及び宿泊費の支給基準を適用する。

### 第6条（手配）

第3条の事務手続きは後援会事務局が行う。

### （付則）

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成24年5月25日に改定し、平成24年5月25日から施行する。

本細則は平成21年5月23日に制定し、平成21年5月23日から施行する。

## 14. 文書と備品の管理に関する細則

### 第1条（目的）

本細則は、後援会で管理すべき文書やデータ及び備品を適切に管理する事を目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、後援会で管理すべき文書やデータ及び備品に適用する。

### 第3条（予算関連文書の管理対象と保管期間）

経費請求と会計処理に関わる文書及びデータ、並びに総会と理事会の議事録及び資料データは運営委員会にて管理し、その保管期間は7年とする。

### 第4条（活動に関する文書の管理対象と保管期間）

運営委員会、各部会の議事録及び資料及びデータ（ポスターを含む）については、運営委員会にて管理し、その保管期間は5年とする。

### 第5条（備品の管理）

備品は、運営委員会または各部会にて管理する。

### 第6条（活動に関するデータの管理）

後援会 Web サイトに掲載している資料や後援会だよりの元データは、運営委員会にて管理する。

### 第7条（廃棄）

保管期間を満了した文書及びデータは、会長または会長の指名した者の立会いの下、運営委員または事務局が廃棄を行う。

#### （付則）

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に改定し、平成30年4月21日から施行する。

本細則は平成25年3月9日に制定し、平成25年3月9日から施行する。

## 15. 個人情報の取り扱いに関する細則

### 第1条（目的）

この個人情報取扱方法は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### 第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条（周知）

本会において取得・保有する個人情報の取り扱い方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### 第4条（利用目的）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1） 総会、理事会、運営委員会、各部会のための連絡
- （2） 本会の事業に関する連絡
- （3） 本会運営役員、運営委員、部会員、理事会員の名簿の作成
- （4） 役員選出のための連絡

### 第5条（個人情報の取得）

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、会長又は事務局宛に書面で提出された次の事項とする。

- （1） 氏名（保護者、学生）
- （2） 学生の在籍するクラス
- （3） メールアドレス
- （4） 電話番号
- （5） その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を取得する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### 第6条（同意の取り消し）

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### 第7条（管理）

個人情報は、本会役員監督のもと適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### 第8条（保管）

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管する。

#### 第9条（第三者提供の制限）

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または学生の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 第10条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第9条の場合）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

#### 第11条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### 第12条（秘密保持義務）

本会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない、また不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

#### 第13条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第14条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

#### 第15条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（付則）

本細則は2023年10月28日に改定し、同日施行する。

本細則は2019年4月20日に改定し、同日施行する。

本細則は平成30年4月21日に制定し、平成30年4月21日から施行する。